

世界遺産・日本遺産情報発信動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名

世界遺産・日本遺産情報発信動画制作業務

2 目的及びターゲット

(1) 目的

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」及び県内に7つある日本遺産について、若者世代を対象に、その概要や魅力を知るきっかけとなる動画を作成することで、認知度向上を図ることを目的とする。

(2) ターゲット

県内外の20～30代

3 委託期間

契約締結日～令和7年2月28日

4 委託料上限

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の内容

YouTube上での公開を想定している「世界遺産紹介動画」及び「日本遺産PR動画」、デジタルサイネージ等での放映を想定している「世界遺産PR動画」の制作を行う。

なお、主な業務内容は以下のとおりとする。

(1) タレントの起用

- ① ターゲット層から認知度があり、本事業の目的・動画の内容に適したタレントを起用すること。なお「世界遺産」、「日本遺産」、「歴史」、「島根県または近隣県」等、本事業に関連のあるタレントが望ましい。（複数名の起用も可）
- ② 所属事務所等との交渉、契約締結、契約料の支払い、スケジュール調整、交通手段等の調整等、その他不随する業務全般を行うこと。なお、所属事務所との交渉について、動画が最短でも令和7年3月1日から令和9年9月30日までの使用が可能となるよう留意すること。

(2) 企画・構成

- ① シナリオ等を作成すること。なお、プロポーザルの提案内容を基に県と協議の上、内容を決定すること。受託者は、県が内容を齟齬なく理解できるよう、必要に応じて絵コンテ等の資料を用意すること。

(3) 撮影

- ① 決定した内容に基づいて撮影を行うこと。
- ② 取材・撮影の許可や、紹介する内容及び動画・写真については、受託者が該当施設や関係者に直接依頼及び確認を取った上で作業を進めること。

(4) 編集

- ① 撮影した動画の加工やテロップ等の挿入や音楽、音声などの編集を行うこと。なお、適宜県による内容確認及び修正の指示を受けること。
- ② YouTubeでの配信を予定している動画については、動画の内容に適したタイトル、概要説明文、タグ（検索用キーワード）及びサムネイル画像の制作を行うこと。
- ③ 使用する動画の素材は、原則、本業務で新規撮影したものとする。ただし、天候等の原因で撮影が難しい場合やその他理由で適当な動画が撮影できない場合には、受託者が所有している素材、又は、借用素材を使用することも可とする。なお、借用素材を使用する際の手続き等は、受託者において行うこと。
- ④ 音楽用素材の使用については、原則、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

6 動画の概要

(1) 世界遺産紹介動画

- ① 時間・仕様
 - ・概ね3～5分程度の動画を1本制作すること。但し、より効果的な時間があれば提案することも可能とする。
 - ・YouTubeへのアップロードに適した仕様とすること
- ② 内容

「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産に登録された理由の一つである「銀を生産していた当時の遺跡が今も残っていること」を切り口とし、銀が採掘・生産されていた当時の様子がわかる場所を巡りながら紹介する内容とすること。

(2) 世界遺産PR動画

- ① 時間・仕様
 - ・15秒の動画を1本以上制作すること
 - ・街頭大型ビジョン（アスペクト比16：9）での放映に適した仕様とすること
- ② 内容

令和9年が、石見銀山が発見されて500年並びに世界遺産登録20周年の記念年であることを知ってもらう内容とする。

(3) 日本遺産PR動画

- ① 時間・仕様
 - ・1本の動画を制作することとし、項目②に記載の内容を紹介するのに適切な時間を提案すること。
 - ・YouTubeへのアップロードに適した仕様とすること
- ② 内容
 - ・日本遺産の概要の説明
 - ・島根県内には、全国的に見ても多い7件の日本遺産があることの説明

(4) 制作における留意点

- ① ターゲットである若い世代の関心を惹くような構成・内容とすること。
- ② 動画の使用期間について、最短でも令和7年3月1日から令和9年9月30日までの使用を可能とすること。

- ③ 撮影や編集に係る一切の費用（交通費、宿泊費、飲食費、撮影許可に要する費用等）については、全て委託料に含むものとする。
- ④ 本業務の遂行に伴い必要となる作業については県と協議を行い適切に対応すること。
- ⑤ 業務の遂行や制作手法に独自の提案がある場合は積極的に提案すること。

7 県との調整

- (1) 受託者は、業務遂行にあたり、県と月1回程度の定期的な打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、毎月の進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には、速やかに対応すること。

8 二次使用について

本業務において制作された動画及び画像は、下記用途において無償で二次使用が可能とすること。ただし、原則、動画の使用期間内で二次使用することとするが、タレント等の許諾条件によっては二次使用期間の提案も可能とする。

- (1) 県主催の講演会及びイベントブースでの放映
- (2) 紙媒体、デジタルサイネージ等の広報利用

9 著作権等

- (1) 本業務における納品物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は県に帰属するものとし、受託者は県に対し著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) 納品物において、第三者が権利を有する著作物及びその他肖像権等の権利が含まれている場合は、受託者が必要な費用負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

10 納品

- (1) 納品物

それぞれの使用用途に適したデータ形式で納品すること。また、納品媒体については、受託者で準備すること。

- ① 動画

世界遺産紹介動画、世界遺産及び日本遺産PR動画のデータ（計3種類）

- ② サムネイル画像、タイトル、概要説明文、タグ（検索用キーワード）

YouTubeでの配信を予定している、5-(1)世界遺産紹介動画及び5-(3)日本遺産PR動画について、それぞれ制作したもの。（計2種類）

- (2) 納品場所は島根県教育庁文化財課（島根県松江市殿町1番地）とする。

11 その他

本仕様書に定めのないこと又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに双方協議し、県の承諾を得て決定することとする。